

フェンシング競技向けガイドライン
スポーツイベント再開に当たっての基本的考え方と
スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト

本ガイドラインは、政府から示された新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言を踏まえ、フェンシング競技会開催にあたっての基準や感染防止のための留意点を、公益財団法人日本スポーツ協会の指針を参考にフェンシングの競技会の特性を踏まえてまとめたものです。

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」（2020.5.14）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.14）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html
- （公財）日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」（2020.5.14）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>

新型コロナウイルスの感染拡大が認められる状況下において競技会を開催する際には、以下の条件が揃うことがポイントとなります。

- ① 競技会が開催される自治体の方針に従う。
- ② 参加選手が所在している都道府県が開催地を含めた都道府県間の移動を認めている。
- ③ 参加選手およびスタッフが試合に向けたコンディションが整っている。
- ④ 競技会に関わる関係者、参加選手、スタッフが日常において「新しい生活様式」に従って感染対策を実践している。
- ⑤ 競技会会場において競技会の主催者が十分な感染防止対策を実行できる。

以下、競技会開催において留意すべき基本方針並びにチェックポイントについて記載します。

I. スポーツイベントの再開にあたっての基本的考え方

- **特定警戒都道府県**においては、高度に警戒的対応とし、特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントは中止または延期する。

- **特定警戒都道府県以外の特定都道府県**においても、全国的かつ大規模なスポーツイベントは原則として中止または延期するが、各都道府県知事が認めた場合に、「比較的小人数（最大でも 50 人程度）」を一定の条件の下で開催することが許容される場合がある。

（条件の概要）（注：具体的には「スポーツイベント開催・実施時の感染防止チェックリスト（案）」を参照してください）

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ 2 m を目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

- **緊急事態宣言の対象区域外の都道府県**においては、当面は、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては慎重に対応すべきだが、参加者が特定された（地域）スポーツイベントなどについては、「特定都道府県」への対応に準じる形で、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができる。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になる。

（条件の概要）（注：具体的には「スポーツイベント開催・実施時の感染防止チェックリスト（案）」を参照してください）

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ 2 m を目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

II. スポーツイベント開催・実施時の感染防止チェックリスト（案）

※ 公益財団法人日本スポーツ協会案をフェンシング競技向けに調整

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け）

全般的な事項

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（イベント当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の参加受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること
- 参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ・ 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 嗅覚や味覚の異常
 - ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

スポーツイベント参加者への対応

- マスク等の準備
 - 参加者がマスクを準備しているか確認すること
 - 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めること

（運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする）
- スポーツイベント参加前後の留意事項
 - イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
 - 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

イベント主催者が準備すべき事項の対応

手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

洗面所

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

飲食物の提供時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
- 果物等の食品については、参加者が同じトンゴ等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を

- 小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

観客の管理

- 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

スポーツイベント会場

- スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転すること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

参加者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

参加者がフェンシング競技会に参加する際の留意点

アップおよび武器検査等手続き中の留意点

- 選手・コーチ・スタッフは一般のマスクの着用を原則とする
- 他の選手やコーチ、スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること

競技中の留意点

- コーチは一般のマスクの着用を原則とする
- 選手は原則として競技中に発声してはいけない
- 選手は審判への説明や抗議を行う際には、発声することが出来るが、距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 選手は競技終了時に選手や審判、コーチ等と握手等の接触は行わない
- 審判はフェイスガードと一般のマスクの着用を原則とする

その他の留意点

- フェンシングウェアやマスク、剣等の用具を貸与あるいは共有してはならない
- タオルの共用はしない
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
- ドリンクの回し飲みはしない
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない

以上

（参考とさせていただいた資料）

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（2020年5月14日）公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

「5月14日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更について、及びスポーツ庁ホームページにおけるスポーツ関係団体等のガイドラインの掲載（予定）について」（2020年5月14日）スポーツ庁政策課

等